

# 政務調査費の実際

島原市議は  
月額1万5千円

長崎県内の市議会比較表（金額単位：千円 政務調査費は年額。報酬は月額で表示）

		長崎市	大村市	松浦市	南島原市	雲仙市	島原市
議員定数	法上限数	46	30	26	30	26	30
	条例定数	40	25	19	24	26	21
政務調査費	（年額）	1800	300	120	なし	180	180
議員報酬	議長	750	493	413	435	430	454
	副議長	685	419	340	365	361	380
	議員	630	400	322	348	344	359

## ■急がれる情報公開

今何かと世間を騒がせている政務調査費について報告しておこうと思う。

2007年秋。朝日新聞に、長崎県では県議会と島原市議会だけが領収書の添付を義務付けていないと報じられ、島原の議員たちはむくれた。領収書は提出していたからだ。ところが提出した領収書は点検後返却されていたので、『情報公開手続き』をとっても実態は見えないということがわかったのだ。

島原市議会は、これを受けて「領収書」義務付けを改めて確認し、規定を改正した。

その後も日本全国の政務調査費の実態がテレビや紙面ににぎわしている。情報公開の手続きさえすれば、1円から領収書が見られるので、「政務調査費報告書」は話題に事欠いた地方記者の貴重なネタ元なのだ。

## ■政務調査費は自治体ごとにバラバラ

政務調査費は自治体間で全く扱いが違う。島原市議は月額1万5千円。長崎市議は15万円、10倍だ。長崎県議に至っては20倍の月額30万円。松坂は報酬のかなりの部分を政務調査に使っている現状から、報酬を下げてその分政務調査費に乘せるのがよいと考えている。報告義務があるのは面倒だが、説明責任を果たすことで、より有意義に使われるからだ。

しかしこの考え方は「政務調査費」を文字通りに解釈した場合の理想論である。実際には、第2の報酬として、お手盛りで上乗せをして、体裁のいい名前を付けただけという成立過程がある。（領収書不要だった事実が証

明している。）

本当の意味で「政務調査」にするには、徹底した情報公開が必要だ。（自分で領収書を集めるのではなく、会計課など第三者がチェックして支払うべきである。）

## ■会派支給に問題あり

元々調査にせよ報告にせよ、政治家たちは政治家個人としての活動が多い。書籍も諸情報も個人管理となり個人差がある。

ところが、島原市議会の場合は政務調査費を「会派」に支給している。島原市議会には「会派室」も無く、個人差をけん制し平等に支出となると、会派としての行動は全員参加の「視察旅行」などに落ち着き、最大公約数的な無難な事柄にしか予算が使えなくなる。政治家個人の自由な調査活動には、結局公費が使えず、自腹を切るしかない。

政務調査費は、個人支給または議会事務局（または会計課）管理にすべきである。

## ■そもそも『会派』に問題あり

会派の弊害については、又じっくり取り上げたいが、「同じ会派なのだから賛否を統一しよう。」という、いわゆる党議拘束問題がある。（松坂の所属する会派「政策研究会」6人は、党議拘束をかけない。議決の判断は各自に委ねている。）そもそも地方議会に会派が必要なのだろうか？

会派を、団体行動しか出来ない、自分で考えない金太郎飴集団に墮落させないためにも政務調査費は個人支給として公開を徹底すべきであろう。